○祭礼、縁日、花火大会、その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に関する告示

平成２６年７月１日消防告示第１号

池田市火災予防条例（昭和３７年池田市条例第５号）第４２条の２第１項に規定する、祭礼、縁日、花火大会、その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件は、池田市管内で開催されるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 一日当たり１０万人以上の人出が予想されるもの

(2) 主催する者が出店を認める露店等の数が１００店舗以上のもの

(3) 前各号に掲げるものと同等の規模であると消防長が認めるもの